

三重で暮らす・働く魅力の発信事業業務 仕様書

1 委託業務名

三重で暮らす・働く魅力の発信事業業務

2 業務の目的

本事業は、移住や就職への関心がまだ高くない若者(県内の高校生、県内外大学の1・2年生)を主なターゲット層として、「三重で暮らす・働く」という選択肢があることを早い段階で認知してもらい、将来的な県内定着やU・Iターンにつなげるきっかけをつくることを目的として実施する。

本事業においては、自ら情報収集を行わない無関心層に対しても情報が届くよう、偶発的な接触が見込まれる媒体を活用し、「三重で暮らす・働く魅力」に触れる機会を創出するものとする。

参考:別紙1(令和7年度の配信状況)

別紙1のとおり、令和7年度事業においては、複数の OOH(Out Of Home)媒体を活用した情報発信を実施した。

3 履行期間

契約日から令和9年3月24日(水)まで

4 本事業におけるターゲット層

移住や就職への関心がまだ高くない若者(県内の高校生、県内外大学の1・2年生)

5 委託業務の内容

(1)配信媒体構成の企画・設計

本事業の目的を達成するため、ターゲット層の行動特性や生活導線を踏まえ、効果的な媒体構成を企画・設計すること。

本事業は、偶発的接触の創出を重視することから、OOH 媒体(屋外デジタルサイネージ、車両内デジタルサイネージ、施設内サイネージ等)を中心とした媒体構成を基本とし、動画配信サービス(TVer、ABEMA 等)内広告を組み合わせること。

媒体の選定にあたっては、以下の観点を踏まえること。

- ・若年層が日常生活の中で接触する媒体であること。
- ・情報収集を目的としない者にも情報が届く可能性があること。
- ・印象形成や反復接触につながる媒体であること。

- ・閲覧者に過度なストレスや不快感を与えないこと。

また、別紙1の実績を参考としつつ、本事業の目的及びターゲットの特性を踏まえ、より効果的な媒体構成について提案を行うこと。

なお、媒体の企画・設計にあたっては、別紙1に記載の媒体に限定するものではなく、新たな媒体の提案を妨げるものではない。

※当県では、既に SNS(Instagram、X、YouTube)を活用した動画による魅力発信を実施していることから、本事業においては、これらの取組と役割分担を図り、自ら情報収集を行わない層への発信を行うため、SNS 以外の媒体を選定すること。

(2)配信計画の策定

ターゲット層の生活リズムや季節要因、行動範囲等を踏まえ、効果的な配信時期や期間、配信時間、配信エリアを設定すること。

なお、別紙1の実績内容や規模を踏まえ、ターゲット層への接触機会の確保の観点から、より一層の効果が期待される配信計画について、その理由とともに提案すること。

※別紙1補足(昨年度設定の観点)

- ・配信時期:学生の日帰省等時期を踏まえた12月～1月に設定
- ・配信期間:接触機会の確保と費用対効果の観点から、約1ヶ月に設定
- ・配信エリア:県内及び若者の県外流出先である首都圏、中京圏、関西圏に設定

(3)動画配信の実施

上記(1)及び(2)で企画した配信媒体構成・配信計画に基づき、各媒体における動画配信に必要な手続きを行うこと。

具体的には、各媒体の運営事業者等との調整・交渉、契約、配信枠の確保等を行ったうえで、適切に動画配信を実施すること。

なお、本事業において活用する媒体については、受託者が保有し、又は販売権限を有する媒体を活用することを妨げない。

(4)動画素材の活用

本事業では、県が提供する以下の既存動画を活用することを基本とする。

※以下は現時点で提供可能な動画であり、このほか県が別途制作した動画を追加で提供できる場合がある。

- ①<https://youtu.be/BzQfQsqXU0g>
- ②<https://youtu.be/YBHAfmiMBiM>
- ③<https://youtu.be/nIjlrh7qKW0>

- ④<https://youtu.be/A46zr0qGtx0>
- ⑤<https://youtu.be/x9IA2n-cbqo>
- ⑥https://www.instagram.com/reel/DQ77PxnEvyz/?utm_source=ig_web_copy_link&igsh=MzRlODBiNWFlZA==
- ⑦https://www.instagram.com/reel/DQ5jrZPj8wC/?utm_source=ig_web_copy_link&igsh=MzRlODBiNWFlZA==

なお、媒体の特性に応じて、必要な範囲で動画の編集(尺の調整、構成変更等)を行うものとする。

また、より効果的な情報発信を図る観点から、必要に応じて、「三重県で暮らす・働く」魅力を効果的に表現した新たな動画の制作について提案を行うことを妨げないものとする。

ただし、新たな動画制作を行う場合は、本事業の中心が上記(1)～(3)であることをふまえ、その必要性及び期待される効果を示すこと。

制作する動画は、今後、県が実施する事業において、著作権等の権利関係上、二次的利用が可能なものとする。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

(5)効果検証・分析

本事業の実施結果について、効果検証を行うこと。

効果検証については、インプレッション数、視聴完了率、推定接触人数等、媒体特性に応じた数値を把握し、接触実績を整理すること。

また、事業の目的に照らした認知状況や接触状況の分析を可能な範囲で実施すること。

また、分析結果を踏まえ、本事業の実施効果及び課題の整理を行うとともに、今後の効果的な情報発信に資する改善提案を行うこと。

6 成果品

次に掲げる成果物を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 業務報告書(A4版) 1部
 - (2) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
 - (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ 一式
 - (4) 当該業務において作成又は編集した動画データ
- ※県が各種媒体やホームページ等で再生可能なサイズおよびファイル形

式で USB 等の電子媒体に記録して納品すること。その際、サムネイル画像も制作して納品すること。

7 業務遂行体制

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

8 その他

- (1)仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2)委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3)打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4)必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (5)本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。
- (6)本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (7)「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。